

方法書に対する飯田市意見書（平成23年11月10日提出）

意見1

事業計画

ルート及び駅位置の絞込みにあたっては、当地域とのこれまでの協議を踏まえた誠実な対応を求めます。

意見2

環境全般

環境影響評価法に示された項目以外であっても、長野県環境影響評価技術委員会の指摘を十分勘案し、当地域の自然環境に対して影響が危惧されるものについては予測評価の実施をお願いします。

貴社が把握している調査データの詳細を公表し、沿線住民の理解が得られる対応をお願いします。

意見3

地下水

表7-2-4(7)2.調査の基本的な手法として「『地下水調査および観測指針(案)』に準拠する」としてありますが、関係者からの聞き取りや現地調査を綿密に行い、影響について地元関係者への丁寧な説明をお願いします。

表7-2-4(7)4.調査地点について、著名な湧水を始めとする水源域一帯の湧水や周辺沢水の流量調査及び水質調査の実施をお願いします。また、5.調査期間等については、水源域への影響を詳細に把握できるよう水文地質学的調査を行うものとし、次のとおり実施するようお願いします。

- ・地下水位4季とあるが、地下水位の変動を連続的に把握するため、長期観測（常時観測）とされたい。
- ・地下水質1回とあるが、季節的な変化を詳細に把握するため、2回以上とされたい。
- ・試験項目は、通常地下水に含まれる主要な化学成分の全項目を選定されたい。

当地域での国土交通省や長野県等の事業において直近の実績がある水文地質調査手法を参考にし、詳細な調査をお願いします。

意見4

騒音および振動

基準値内の数値であっても、調査結果を公表した上で、影響について丁寧な説明を行い、沿線住民の理解が得られるような対応をお願いします。

意見5

文化財

恒川遺跡群一帯は古代伊那郡を治めた役所跡で、先行する古墳時代から当地及びシナノの国における政治経済の中心としてヤマト政権による東国管理の拠点として日本史研究上も重要な位置付けがなされています。将来にわたり国民共有の財産として慎重な配慮をお願いします。

意見6

廃棄物等

トンネル掘削等により発生する建設発生土の仮置き場やその処分方法、利用方法については、把握できる範囲内で概算発生土量を明示し、事業者としての方針を明らかにするとともに、本土工事同様の環境配慮をお願いします。